

「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース
中間整理」に対する要請書

2011年5月19日
日本弁護士連合会

1 要請の趣旨

当連合会は、消費者庁と国民生活センターによる「国民生活センターの在り方の見直しに係る中間整理」(以下「中間整理」という。)が示す不十分な構想ではなく、より機動性、柔軟性、専門性を確保できる新組織の在り方と、消費者庁・消費者委員会全体の在り方について、より広範な議論を踏まえて実現するよう要請する。

2 要請の理由

(1) 中間整理の公表

消費者庁と国民生活センターによる「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」は、2011年5月13日に中間整理を公表した。この中間整理が示す国民生活センターの「今後の方向性」は、独立行政法人国民生活センターの業務見直しと消費者庁の機能強化の名の下に、国民生活センターの諸機能を消費者庁に統合し、その一部の機能を「施設等機関」(内閣府設置法55条)として位置付ける、というものである。ただし、国民生活センターは、この構想に対し、今後の議論によっては「組織の在り方が変わり得るものである」ことを留保しており、未だ合意された内容ではない。

(2) 中間整理の問題点

この構想によって国と地方の消費者行政が全体として強化されることになるのか、極めて疑問が強い。

すなわち、当連合会は、これまで、消費者行政の司令塔としての消費者庁の創設及び体制強化を求め、国民生活センターについても、相談現場の被害実態に基づくより一層迅速な情報提供や柔軟かつ専門性の高い相談処理・研修等を実施するよう求めてきた。また、国民生活センターの見直しに当たっては、各業務の一体性、相互補完性、専門性を組織的に確保し、かつ法執行を行う立場の消費者庁から独立した柔軟性と機動力を持つ業務運営を制度的に確保したうえで、消費者庁との連携を強化することが重要であると提言してきた。

しかしながら、中間整理は、情報分析提供部門は消費者庁の内部部局化し、紛争解決手続(ADR)も「施設等機関」から分離する構想であり、機能の一体性が大きく損なわれている。しかも、情報分析・注意喚起業務を消費者庁の内部部局に統合すると、消費者庁の注意喚起業務が強化されるように見えるが、国民生活センターによる情報提供機能が、法執行部門や司令塔部門との調整などでタイムリーな提

供ができず、遅れることが避けられず、総体として国民・消費者の利益とならない。さらに、相談、研修、商品テストを行う「施設等機関」自体が、消費者庁の関連部門との間で業務の独立性や専門職員養成の人事面の独立性を確保できるのか、明確とは言えない。

(3) 当連合会の提言

当連合会は2011年2月18日付け「国民生活センターの業務・事業見直しに関する意見書」において「施設等機関」構想を選択肢の一つとして提示した。これは国民生活センターの各機能を一体的に、かつ消費者庁から一定の独立性を確保したうえで、消費庁との連携を推進する組織とすることが不可欠の前提条件であり、その一体性や独立性が確保できないのであれば、「施設等機関」とするよりも政府から独立した新たな法人として存立させることが妥当である。

よって、当連合会は、中間整理が示す不十分な構想ではなく、より機動性、柔軟性、専門性を確保できる新組織の在り方と、消費者庁・消費者委員会全体の在り方について、より広範な議論を踏まえて実現するよう要請するものである。

以上